

相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法等の施行に関する規則をここに公布する。

令和7年1月31日

相模原市長 本村賢太郎

### 相模原市規則第3号

相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法等の施行に関する規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宅地造成及び特定盛土等規制法(昭和36年法律第191号。以下「法」という。)及び相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(令和6年相模原市条例第59号。以下「条例」という。)の施行について必要な事項を定めるものとする。

(定義)

第2条 この規則における用語の意義は、法及び条例の例による。

(搬入路の範囲)

第3条 条例第2条第3号の規則で定める道路は、市長が指定する区域内に存する幅員6メートル未満の道路とする。

(土地の形質の変更等に関する工事の照会の申請)

第4条 条例第3条第1項の規定による照会は、土地の形質の変更等に関する工事の照会申請書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 位置図
- (2) 地形図
- (3) 工事完了後の土地利用計画図
- (4) 土地の平面図
- (5) 土地の断面図
- (6) 土地の求積図
- (7) 公図の写し
- (8) 土地の登記事項証明書
- (9) 土地の現況写真

(10) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(予定標識の掲示等)

第5条 条例第5条第1項の規定による予定標識の掲示は、宅地造成又は特定盛土等にあつては第1号様式により、土石の堆積にあつては第2号様式により行うものとする。

2 条例第5条第2項の規定による届出は、宅地造成又は特定盛土等にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の予定標識掲示届出書に、土石の堆積にあつては土石の堆積に関する工事の予定標識掲示届出書に、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 位置図

(2) 地形図

(3) 予定標識の写真

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(近隣住民等への説明事項等)

第6条 条例第6条第3項から第5項までの規則で定める事項は、次に掲げるものとする。

(1) 工事計画の概要

ア 特定工事主の氏名、住所(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)及び連絡先

イ 宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事が施行される土地の所在地

ウ 工事施行者の氏名又は名称

エ 工事の着手予定年月日及び工事の完了予定年月日

オ 盛土若しくは切土をする土地又は土石の堆積を行う土地の位置、面積及び形状

カ 盛土若しくは切土の高さ又は土石の堆積の最大堆積高さ

キ 盛土若しくは切土の土量又は土石の堆積の最大堆積土量

ク 宅地造成若しくは特定盛土等に関する工事完了後の土地利用又は土石の堆積に関する工事の目的

(2) 周辺地域への安全対策及び配慮事項

ア 施工方法等

- イ 作業時間及び休日
- ウ 騒音、振動又は粉じん対策
- エ 工事の施行に係る車両の搬出入経路等

(3) 近隣住民等への周知方法等

- ア 周知方法及び周知範囲
- イ 意見の申出の方法
- ウ 工事計画周知報告書の縦覧及び再意見の申出の方法
- エ 工事の内容に関する問合せ先

(4) 前3号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

- 2 条例第6条第6項の説明は、当該説明の対象者に対し、説明会を開催する日の7日前(大規模宅地造成等に関する工事にあつては、14日前)までに、説明会を開催する日時及び場所を通知し、並びに説明会で使用する資料を配布して行わなければならない。

(意見の申出の方法)

- 第7条 条例第7条第1項の規定による意見の申出は、条例第6条第6項の説明が終了した日の翌日から起算して7日以内(大規模宅地造成等に関する工事にあつては、14日以内)に、次に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

- (1) 意見の申出をするものの氏名及び住所(法人又は団体にあつては、その名称及び代表者の氏名並びに主たる事務所の所在地)
- (2) 意見及びその理由
- (3) 意見の申出の年月日

- 2 条例第7条第2項の規定による回答は、条例第8条第1項の規定により工事計画周知報告書を提出するまでに、書面により行わなければならない。

(工事計画周知報告書の提出及び縦覧の期間)

- 第8条 条例第8条第1項の規定による工事計画周知報告書の提出は、前条第1項に規定する期間を経過した日以後、速やかに、次に掲げる書類を添付して行わなければならない。

- (1) 周知範囲図
- (2) 対象住民一覧表
- (3) 条例第6条第3項から第5項までの規定による説明で使用した資料

(4) 前条各項に規定する書面の写し

(5) 予定標識の写真

2 条例第8条第3項の規定により工事計画周知報告書を縦覧に供する期間は、当該工事計画周知報告書の提出があった日の翌日から7日間(大規模宅地造成等に関する工事にあつては、14日間)とする。

(再意見の申出の方法)

第9条 条例第9条第1項の規定による意見の申出は、前条第2項の期間満了の日までに、第7条第1項各号に掲げる事項を記載した書面により行わなければならない。

2 条例第9条第3項の規定による回答及び報告は、前項の意見の申出を受けた日の翌日から起算して5日以内に、書面により行わなければならない。

(許可前の計画変更等の届出)

第10条 条例第11条第1項の規定による届出は、工事計画変更届出書に、第4条各号に掲げる書類のうち、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行わなければならない。

2 条例第11条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、次に掲げるものとする。

(1) 特定工事主、設計者又は工事施行者の氏名若しくは名称又は住所の変更

(2) 工事の着手予定年月日又は工事の完了予定年月日の変更

(3) 近隣住民等からの要望又は条例第10条の協定の締結に伴う工事の計画の変更であつて、市長が軽微な変更であると認めたもの

3 条例第11条第4項の規定による届出は、工事計画廃止届出書によるものとする。

(着手の届出)

第11条 条例第12条の規定による届出は、工事着手届出書に、法第49条に規定する標識の写真を添付して行わなければならない。

(変更の届出)

第12条 条例第13条第1項の規定による届出は、工事変更届出書に、宅地造成及び特定盛土等規制法施行規則(昭和37年建設省令第3号。以下「省令」という。)第7条第1項各号若しくは第2項各号又は第63条第1項各号若しくは第

2 項各号に掲げる書類のうち、宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の計画の変更に伴いその内容が変更されるものを添付して行わなければならない。

2 条例第13条第2項ただし書の規則で定める軽微な変更は、第10条第2項各号に掲げるものとする。

(宅地造成、特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の許可の申請の添付書類)

第13条 省令第7条第1項第12号及び第63条第1項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 工事完了後の土地利用計画図
- (2) 土地の求積図
- (3) 工事主の資力及び信用に関する申告書
- (4) 工事施行者の能力に関する申告書
- (5) 前各号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類

2 省令第7条第2項第10号及び第63条第2項第2号の規則で定める書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 前項第2号から第4号までに掲げるもの
- (2) 前号に掲げるもののほか、市長が必要と認める書類  
(宅地造成等に伴う災害の発生のおそれがないと認められる工事)

第14条 省令第8条第9号の規則で別に定める場合は、勾配が10分の1以下である土地にあつては、1メートルとする。

(宅地造成等工事規制区域又は特定盛土等規制区域内において行われている宅地造成又は特定盛土等に関する工事の届出の添付書類)

第15条 省令第52条第2項(省令第82条第1項後段において準用する場合を含む。)に規定するその他の書類は、次に掲げるものとする。

- (1) 盛土又は切土をしている土地及びその付近の状況を明らかにする写真
- (2) 土地の断面図
- (3) 盛土又は切土をすることに係る他の法令による許可、認可等を示す書類  
(特定盛土等又は土石の堆積に関する工事の届出の添付書類)

第16条 省令第58条第1項第2号の規則で定める書類は、第13条第1項第1号及び第2号に掲げるものとする。

2 省令第58条第2項第2号の規則で定める書類は、土地の求積図とする。

(地盤について講ずる措置に関する技術的基準の付加)

第17条 宅地造成及び特定盛土等規制法施行令(昭和37年政令第16号)第20条第2項の規定に基づき技術的基準を付加する事項は、次に掲げるものとする。

- (1) 高さが5メートルを超える盛土をする場合においては、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、盛土をする前の地盤の安定が保持されるものであることを確認すること。
- (2) 高さが5メートルを超える盛土又は切土をする場合においては、盛土又は切土をした後の地盤に崩壊が生じないように、高さ5メートル以内ごとに幅1.5メートル以上の小段を設けること。
- (3) 盛土をした後の土地の部分に生ずる<sup>のり</sup>法面の勾配は、土質試験その他の調査又は試験に基づく地盤の安定計算を行うことにより、盛土の法面の安定が保持されるものであることを確認すること。ただし、次の表の左欄に掲げる盛土材料及び同表の中欄に掲げる盛土の高さの区分に応じ、それぞれ同表の右欄に定める勾配以下とするときは、この限りでない。

盛土材料	盛土の高さ	勾配
適切な粒度の砂、 <sup>れき</sup> 礫及び細粒分混じり礫	5メートル以下	1.8分の1
	5メートルを超え15メートル以下	2分の1
適切な粒度でない砂	10メートル以下	2分の1
岩塊(ずりを含む。)	10メートル以下	1.8分の1
	10メートルを超え20メートル以下	2分の1
砂質土、硬い粘質土、硬い粘土(洪積層の硬い粘質土、粘土、関東ローム層等)	5メートル以下	1.8分の1
	5メートルを超え10メートル以下	2分の1
火山灰質粘性土	5メートル以下	2分の1

(定期の報告)

第18条 法第19条第1項又は第38条第1項の規定による報告は、宅地造成又は特定盛土等に関する工事にあつては宅地造成又は特定盛土等に関する工事の定期報告書に、土石の堆積に関する工事にあつては土石の堆積に関する工事の定期報告書に、次の各号に掲げる書類を添付して行わなければならない。

(1) 土地の平面図

(2) 土地の断面図

(3) 工事の施行状況の写真

2 条例第15条第2項の規則で定める場合は、前条第3号本文の規定により地盤の安定計算を行う場合とする。

(質権設定契約の締結に係る費用負担)

第19条 条例第17条第4項の規定による質権設定契約の締結に関し必要となる費用は、同条第1項又は第2項の規定により保証金を預け入れた者が負担するものとする。

(身分証明書)

第20条 法第7条第1項(法第24条第2項及び第43条第2項において準用する場合を含み、次項に規定する場合を除く。)の証明書は、身分証明書(第3号様式)とする。

2 法第7条第1項(法第5条第1項の規定により市長が委任した者に他人の占有する土地に立ち入らせる場合に限る。)の証明書は、身分証明書(第4号様式)とする。

(委任)

第21条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行について必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

この規則は、令和7年4月1日から施行する。

第1号様式(第5条関係)

← 90センチメートル以上 →		
<b>宅地造成又は特定盛土等に関する工事の計画のお知らせ</b>		
この標識は、相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例第5条第1項の規定により、今後許可申請を予定している工事の計画を掲示するものです。		
1 特定工事主の住所氏名		見取図
2 土地の所在地	相模原市 区	
3 土地の面積	平方メートル	
4 工事完了後の土地利用		

70 センチメートル以上	5	盛土又は切土の高さ	メートル		
	6	盛土又は切土をする土地の面積	平方メートル		
	7	盛土又は切土の土量	盛土	立方メートル	
			切土	立方メートル	
	8	標識掲示年月日	年 月 日		
	9	※工事の内容に対する意見の申出期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	10	※工事計画周知報告書の提出年月日	年 月 日		
	11	※工事計画周知報告書の縦覧期間	年 月 日から 年 月 日まで		
	12	工事の計画に関する問合せを受けるための特定工事主の連絡先			
	13	市役所担当部署連絡先 (縦覧場所)			
	※印のある欄は、記載すべき内容が判明した時点で記入します。				
	50センチメートル以上				

第2号様式(第5条関係)

70 センチメートル	90センチメートル以上			
	<b>土石の堆積に関する工事の計画のお知らせ</b>			
	この標識は、相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例第5条第1項の規定により、今後許可申請を予定している工事の計画を掲示するものです。			
	1	特定工事主の住所氏名	見取図	
	2	土地の所在地		相模原市 区
	3	土地の面積		平方メートル
	4	土石の堆積に関する工事の目的		
	5	土石の堆積の最大堆積高さ	メートル	
6	土石の堆積を行う土地の面積	平方メートル		
7	土石の堆積の最大堆積土量	立方メートル		



ル 以 上 ↓	8	標 識 掲 示 年 月 日	年 月 日
	9	※ 工 事 の 内 容 に 対 す る 意 見 の 申 出 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	10	※ 工 事 計 画 周 知 報 告 書 の 提 出 年 月 日	年 月 日
	11	※ 工 事 計 画 周 知 報 告 書 の 縦 覧 期 間	年 月 日 から 年 月 日 まで
	12	工 事 の 計 画 に 関 す る 問 合 せ を 受 け る た め の 特 定 工 事 主 の 連 絡 先	
	13	市 役 所 担 当 部 署 連 絡 先 ( 縦 覧 場 所 )	
※印のある欄は、記載すべき内容が判明した時点で記入します。			
↑ 50 センチメートル以上 ↓			

第 3 号 様 式 ( 第 2 0 条 関 係 )

( 表 )

<p>第 号</p> <p style="margin-top: 100px;">身 分 証 明 書</p> <p style="margin-top: 20px;">所 属</p> <p style="margin-top: 10px;">氏 名</p> <p style="margin-top: 40px;">上 記 の 者 は 、 宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 第 5 条 第 1 項 、 第 2 4 条 第 1 項 又 は 第 4 3 条 第 1 項 の 規 定 に よ り 立 入 検 査 等 を 行 う 職 員 で あ る こ と を 証 明 す る 。</p> <p style="margin-top: 20px;">年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">相 模 原 市 長</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <span style="border: 1px solid black; padding: 2px;">印</span> </div>
---

( 裏 )

<p>宅 地 造 成 及 び 特 定 盛 土 等 規 制 法 ( 抜 粹 )</p> <p>( 基 礎 調 査 の た め の 土 地 の 立 入 り 等 )</p> <p>第 5 条 都 道 府 県 知 事 ( 指 定 都 市 又 は 中 核 市 の 区 域 内 の 土 地 に つ い て は 、 そ れ ぞ れ 指 定 都 市 又 は 中 核 市 の 長 。 第 5 0 条 を 除 き 、 以 下 同 じ 。 ) は 、 基 礎 調 査 の た め に 他 人 の 占 有 す る 土 地 に 立 ち 入 っ て 測 量 又 は 調 査 を 行 う 必 要 が あ る と き は 、 そ の 必 要 の 限 度 に お い て 、 他 人 の 占 有 す る 土 地 に 、 自 ら 立 ち 入 り 、 又 は そ の 命 じ た 者 若 し く は 委 任 し た 者 に 立 ち 入 ら せ る こ と が で き る 。</p>
--

2から5まで（省略）

（証明書等の携帯）

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

（立入検査）

第24条 都道府県知事は、第12条第1項、第16条第1項、第17条第1項若しくは第4項、第18条第1項、第20条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている宅地造成等に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3（省略）

（立入検査）

第43条 都道府県知事は、第27条第4項（第28条第3項において準用する場合を含む。）、第30条第1項、第35条第1項、第36条第1項若しくは第4項、第37条第1項、第39条第1項から第4項まで又は前条第1項若しくは第2項の規定による権限を行うために必要な限度において、その職員に、当該土地に立ち入り、当該土地又は当該土地において行われている特定盛土等若しくは土石の堆積に関する工事の状況を検査させることができる。

2 第7条第1項及び第3項の規定は、前項の場合について準用する。

3（省略）

（規格 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル）

第4号様式（第20条関係）

（表）

第 号

身 分 証 明 書

所 属

氏 名

上記の者は、宅地造成及び特定盛土等規制法第5条第1項の規定により基礎調査のために測量又は調査のために他人の占有する土地に立入りをすることができる者であることを証明する。

年 月 日

相模原市長

印

（裏）

宅地造成及び特定盛土等規制法（抜粋）

（基礎調査のための土地の立入り等）

第5条 都道府県知事（指定都市又は中核市の区域内の土地については、それぞ

れ指定都市又は中核市の長。第50条を除き、以下同じ。)は、基礎調査のために他人の占有する土地に立ち入って測量又は調査を行う必要があるときは、その必要の限度において、他人の占有する土地に、自ら立ち入り、又はその命じた者若しくは委任した者に立ち入らせることができる。

2から5まで (省略)

(証明書等の携帯)

第7条 第5条第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯しなければならない。

2 前条第1項の規定により障害物を伐除しようとする者又は土地に試掘等を行おうとする者は、その身分を示す証明書及び市町村長又は都道府県知事の許可証を携帯しなければならない。

3 前2項に規定する証明書又は許可証は、関係人の請求があつたときは、これを提示しなければならない。

(規格 縦5.4センチメートル、横8.5センチメートル)

#### 制定の理由

宅地造成等規制法の一部を改正する法律(令和4年法律第55号)による宅地造成等規制法(昭和36年法律第191号)の改正により同法が宅地造成及び特定盛土等規制法として施行されたこと及び相模原市宅地造成及び特定盛土等規制法の施行等に関する条例(令和6年相模原市条例第59号)の制定に伴い、同法等の施行について必要な事項を定めるもの